
10 管理組合代表者等変更

・交付決定後から利子補給金の交付完了までの間に、代表者や管理組合名称に変更があった場合は、代表者等変更の手続きを行ってください（原則郵送提出）。

■代表者等変更に必要な書類…代表者等変更には、以下の（１）～（４）が必要です。

（１）管理組合代表者等変更届

・助成申込後に交付決定通知書をお送りする際に１枚同封します。

なお、管理組合代表者等変更届の様式は、東京都マンションポータルサイトに掲載しています。

（２）総会等の議事録の写し

・変更後の代表者氏名と、変更が承認されたことを確認できる、総会や理事会の議事録を提出してください。

（３）支払金口座振替変更届（利子補給額確定申請後に変更があった場合のみ提出）

・支払金口座振替変更届の様式は、東京都マンションポータルサイトに掲載しています。

（４）通帳の写し（利子補給額確定申請後に変更があった場合のみ提出）

・口座名義、口座番号が記載されたページの写しを提出してください。

【郵送先】

手続の進捗状況によって、郵送先が異なります。

■利子補給額確定申請前（同時の場合を含む。）に変更する場合

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 マンション施策調整担当

■利子補給額確定申請後に変更する場合

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 計画課 助成管理担当